

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

○新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律(四)

(政令)

○新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日を定める政令(四五)

(告示)

○沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件の一部を改正する件(内閣府・財務二)

本号で公布された法令のあらまし

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律(法律第四号)(内閣官房)

1 新型インフルエンザ等の定義の改正に関する事項

新型コロナウイルス感染症について、暫定的に新型インフルエンザ等とみなす改正を行うこととした。(附則第一条の二関係)

2 その他

その他要の改正を行うこととした。

3 この法律は、公布の日の翌日から施行するものとする。

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日を定める政令(政令第四五号)(内閣官房)

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日は、令和三年一月三十一日とする。

2 この政令は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする。

法律

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和二年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第四号

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

附則第一条の次に次の一条を加える。

(新型コロナウイルス感染症に関する特例)

第一条の二 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。第三項において同じ。)については、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第四号。同項において「改正法」という。)の施行の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日まで(第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等とみなして、この法律及びこの法律に基づく命令(告示を含む。)の規定を適用する。

2 前項の場合におけるこの法律の規定の適用については、第十四条中「とき」とあるのは、「とき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)にあつては、そのまん延のおそれが高いと認めるとき)」とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の場合において、改正法の施行前に作成された政府行動計画、都道府県行動計画、市町村行動計画及び業務計画(以下この項において「行動計画等」という。)に定められていた新型インフルエンザ等に関する事項は、新型コロナウイルス感染症を含む新型インフルエンザ等に関する事項として行動計画等に定められているものとみなす。

附則

この法律は、公布の日の翌日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

総務大臣 高市 早苗

法務大臣 三好 雅子

外務大臣 茂木 敏充

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣 小泉進次郎

防衛大臣 河野 太郎

政 令

新型コロナウイルス等対策特別措置法附則第一条の二第一項の政令で定める日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和二年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四十五号

新型コロナウイルス等対策特別措置法附則第一条の二第二項の政令で定める日を定める政令
内閣は、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

新型コロナウイルス等対策特別措置法附則第一条の二第二項の政令で定める日は、令和三年一月三十一日とする。

附則

この政令は、新型コロナウイルス等対策特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第四号)の施行の日から施行する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

告 示

○内閣府 財務省 告示第二号

沖繩振興開発金融公庫法施行令(昭和四十七年政令第百八十六号)第二条第一号の規定に基づき、沖繩振興開発金融公庫法施行令第二条第一号の規定に基づき主務大臣の指定するものを定める件(昭和四十七年大蔵省告示第四号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和二年三月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三
財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分(連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という)は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>四 令第二条第一号チの資金 農業者が、農業経営の安定を図るのに必要な資金 「1・2 略」</p> <p>3 社会的又は経済的環境の変化その他の農業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況(取引状況を含む)になっている場合に、農業経営の維持安定に必要な資金 「イホ 略」</p> <p>へ 新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症とし</p>	<p>四 令第二条第一号チの資金 農業者が、農業経営の安定を図るのに必要な資金 「1・2 同上」</p> <p>3 社会的又は経済的環境の変化その他の農業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況(取引状況を含む)になっている場合に、農業経営の維持安定に必要な資金 「イホ 同上」</p> <p>「号の細分を加える。」</p>

で定める等の政令(令和二年政令第十一号)第一条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。

五 令第二条第一号ヲの資金

林業者が、林業経営の維持を図るのに必要な資金(4及び5に掲げるものについては、育林業を営む者に限る。)

「1・2 略」

3 社会的又は経済的環境の変化その他の林業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況(取引状況を含む)になっている場合に、林業経営の維持安定に必要な資金
「イホ 略」

へ 新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。

「4・5 略」

七 令第二条第一号タの資金

漁業者が、漁業経営の安定を図るのに必要な資金(4に掲げるものについては、漁業者(沿岸漁業に精進する見込みのある者で漁業経営の再建整備を図ろうとするものに限り)で、その漁船、漁具等売り渡す等その漁業経営に著しい支障を及ぼすこととなしには当該資金を調達することが困難と認められるものに限り。)

3 社会的又は経済的環境の変化その他の漁業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況(取引状況を含む)になっている場合に、漁業経営の維持安定に必要な資金
「イホ 略」

へ 新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること。

「4・5 略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

「同上」
「4・5 同上」

五 令第二条第一号ヲの資金

林業者が、林業経営の維持を図るのに必要な資金(4及び5に掲げるものについては、育林業を営む者に限る。)

「1・2 同上」

3 社会的又は経済的環境の変化その他の林業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況(取引状況を含む)になっている場合に、林業経営の維持安定に必要な資金
「イホ 同上」

「号の細分を加える。」

「同上」
「4・5 同上」

七 令第二条第一号タの資金

漁業者が、漁業経営の安定を図るのに必要な資金(4に掲げるものについては、漁業者(沿岸漁業に精進する見込みのある者で漁業経営の再建整備を図ろうとするものに限り)で、その漁船、漁具等売り渡す等その漁業経営に著しい支障を及ぼすこととなしには当該資金を調達することが困難と認められるものに限り。)

3 社会的又は経済的環境の変化その他の漁業者の責めに帰すことができない事由により次に掲げるいずれかの経営状況(取引状況を含む)になっている場合に、漁業経営の維持安定に必要な資金
「イホ 同上」

「号の細分を加える。」

「同上」
「4・5 同上」

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所 千代田区五反田四丁目
東京都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局
電話 03(3587)4291
定価 一ヵ月、六四一円(本体一、五〇〇円)
本号一部 一四三円(本体一、〇〇〇円)
送料 別